

奈良市公報

第105号

令和5年10月2日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告示

月	日	番号	件名	主管
9	1	402	指定管理者の公募	土木管理課
9	1	403	奈良市公報号外第23号に掲載	文化振興課
9	1	404	収納事務の委託	納税課
9	1	405	指定納付受託者の指定	納税課
9	1	406	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
9	4	407	大和都市計画生産緑地地区の変更案の公衆縦覧	都市計画課
9	4	408	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
9	4	409	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
9	4	410	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課
9	4	411	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新)	障がい福祉課
9	4	412	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
9	11	413	差押調書の公示送達	滞納整理課
9	12	414	住居番号の設定	市民課
9	12	415	放置自転車等の保管	環境政策課
9	13	416	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
9	13	417	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
9	15	418	道路の区域変更	土木管理課
9	15	419	道路の供用開始	土木管理課
9	15	420	インフルエンザ予防接種の実施	健康増進課

監査

月	日	番号	件名
9	1	14	住民監査請求に係る監査結果の公表

公営企業

月	日	番号	件名	主管
9	1	46	収納事務の受託者が提携を開始した事業者等	経営企画課
9	1	47	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課

9	1	48	農業集落排水事業の供用及び汚水の処理の開始	下水道事業課
9	15	49	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
選挙管理委員会				
月	日	番号	件名	
9	1	27	選挙権を有する者の50分の1の数等	
農業委員会				
月	日	番号	件名	
9	7	12	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第402号

奈良市営 JR 奈良駅第1駐車場及び第2駐車場並びになら100年会館駐車場の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により次のとおり告示します。

令和5年9月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市三条本町8番1号

奈良市営 JR 奈良駅第1駐車場

奈良市三条本町18番地の1

奈良市営 JR 奈良駅第2駐車場

奈良市三条宮前町7番1号

なら100年会館駐車場

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の管理運営業務に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部土木管理課

(2) 申請期間

令和5年9月1日（金）から令和5年10月2日（月）まで

(3) 提出書類

奈良市営 JR 奈良駅第1駐車場及び第2駐車場並びになら100年会館駐車場の指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

- ① 奈良市営 JR 奈良駅第1駐車場及び第2駐車場並びになら100年会館駐車場の指定管理者事業計画書
- ② 奈良市営 JR 奈良駅第1駐車場及び第2駐車場並びになら100年会館駐車場の指定管理者収支予算書
- ③ 団体の定款及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
- ④ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類（ただし、今年度に結成された団体については不要）
- ⑤ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- ⑥ 団体の役員名簿その他これに類する書類
- ⑦ 団体及びその代表者が、直近年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ⑧ 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の手續に係る委任状
- ⑨ 誓約書

5 その他

その他の詳細は、奈良市営 JR 奈良駅第1駐車場及び第2駐車場並びになら100年会館駐車場の指定管理者募集要項によります。

6 問合せ先

奈良市建設部土木管理課 施設管理係

電話 0742-34-4893

FAX 0742-34-5147
メールアドレス dobokuk@city.nara.lg.jp

(令和5年9月1日揭示済)

奈良市告示第404号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年9月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 深澤 祐二	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金
東京都千代田区神田錦町一丁目一番地 イオンフィナンシャルサービス株式会社 代表取締役社長 藤田 健二	

2 委託の期間

令和5年9月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年9月1日揭示済)

奈良市告示第405号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)第22条の2第2項の規定により告示する。

令和5年9月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号 デジタルゲートビル10階 株式会社DG フィナンシャルテクノロジー 代表取締役 篠 寛	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金
東京都千代田区神田錦町一丁目一番地 イオンフィナンシャルサービス株式会社 代表取締役社長 藤田 健二	

2 指定期間

令和5年9月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年9月1日揭示済)

奈良市告示第406号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年9月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和5年4月21日 奈良市指令整開 第22A-36号

令和5年8月4日 奈良市指令整開 第22A-36-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年9月1日 第1860号

公共施設 令和5年9月1日 第935号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市山陵町1470番、1490番、1500番の一部、1540番1、1540番2、1540番3、1540番4、1548番1の一部、1549番2、1559番6の一部、2249番、2250番、2251番、2252番、2281番及び2291番並びに秋篠町1556番1、1561番1、1607番1及び1562番2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市山陵町1500番地

学校法人奈良大学 理事長 浅川 正美

5 公共施設の種類、位置及び区域

緑地：山陵町1540番1及び1540番2の各一部

調整池：山陵町2250番、2251番及び2252番の各一部

(令和5年9月1日揭示済)

奈良市告示第407号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和5年9月4日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市青野町、青野町二丁目、秋篠町、石木町、押熊町、杏町、北永井町、五条畑一丁目、西九条町二丁目、西大寺町、西大寺赤田町一丁目、西大寺赤田町二丁目、西大寺北町二丁目、西大寺小坊町、西大寺芝町二丁目、西大寺新田町、西大寺野神町一丁目、西大寺竜王町一丁目、三条大路三丁目、四条大路二丁目、四条大路四丁目、七条一丁目、菅野台、菅原町、大安寺二丁目、東九条町、中山町、中山町西二丁目、中山町西三丁目、疋田町一丁目、疋田町四丁目、疋田町五丁目、白毫寺町、平松一丁目、平松二丁目、平松四丁目、藤ノ木台一丁目、宝来四丁目、法蓮町、法華寺町、三碓二丁目、三碓三丁目、三碓七丁目、南登美ヶ丘、南新町、六条一丁目、六条二丁目及び六条西三丁目の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

4 縦覧期間

令和5年9月4日から令和5年9月19日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長宛とし、都市整備部都市計画課に令和5年9月19日までに必着するように提出しなければならない。

(令和5年9月4日揭示済)

奈良市告示第408号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示する。

令和5年9月4日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和5年9月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2960199152	(介護予防) 訪問看護	株式会社ピュア	奈良市杉ヶ町32番地4号-402	訪問看護ステーションあい	奈良市杉ヶ町32番地4号-402

(令和5年9月4日揭示済)

奈良市告示第409号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和5年9月4日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年9月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910104104	株式会社 LITALICO パートナーズ	153-0051	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号	LITALICO ワークス 大和西大寺	631-0822	奈良県奈良市西大寺栄町3番27号泉谷ビル6階	就労移行支援(一般型)	令和11年8月31日
2910104112	一般社団法人優	631-0015	奈良県奈良市学園朝日元町一丁目507番地の6	マザーhome	631-0015	奈良県奈良市学園朝日元町一丁目507番地の6	短期入所	令和11年8月31日
2910104120	株式会社 ハッピーサービスグループ	630-8043	奈良県奈良市六条三丁目1番15号	ハッピーガーデンヘルパーステーション	630-8043	奈良県奈良市六条二丁目3番12号	居宅介護、重度訪問介護	令和11年8月31日
2910104138	株式会社 シューシー・ホスピス	108-0023	東京都港区芝浦三丁目1番1号	介護クラーク奈良	630-8131	奈良県奈良市大森町148番	居宅介護、重度訪問介護	令和11年8月31日
2920100688	株式会社 TM'S	537-0022	大阪府大阪市東成区中本三丁目19番23号東祥ビル6階	ひだまり	631-0023	奈良県奈良市南登美ヶ丘17-3	共同生活援助	令和11年8月31日

(令和5年9月4日揭示済)

奈良市告示第410号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和5年9月4日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和 5 年 9 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950100392	株式会社 さくらサ ポート	582-0005	大阪府柏 原市法善 寺四丁目 272 番地 の 11	放課後デ イ Granny 奈良	630-8233	奈良県奈 良市小川 町 1	放課後等 デイサー ビス	令和 11 年 8 月 31 日

(令和 5 年 9 月 4 日掲示済)

奈良市告示第 411 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 5 年 9 月 4 日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和 5 年 8 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2920100308	株式会社 寧楽	630-8424	奈良県奈 良市左京 三丁目 21-16	寧楽	630-8424	奈良県奈 良市左京 三丁目 21-16	共同生活 援助	令和 11 年 7 月 31 日

(令和 5 年 9 月 4 日掲示済)

奈良市告示第 412 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条第 1 号及び第 115 条の 10 第 1 号の規定により公示する。

令和 5 年 9 月 4 日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和 5 年 9 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190522	訪問介護	株式会社シーユー シー・ホスピス	東京都港区芝浦三 丁目 1 番 1 号	介護クラーク奈良	奈良市大森町 148 番
2960199210	(介護予防) 訪問看護	株式会社シーユー シー・ホスピス	東京都港区芝浦三 丁目 1 番 1 号	看護クラーク奈良	奈良市大森町 148 番
2970190555	訪問介護	社会福祉法人わた ぼうしの会	奈良県奈良市六条 西三丁目 25 番 4 号	たんぼぼ生活支援 センター	奈良市六条西三丁 目 25 番 4 号
2970190530	訪問介護	合同会社千羽鶴	奈良県奈良市西大 寺新町一丁目 7 番 10 号	つるのおんがえし	奈良市西大寺新町 一丁目 7 番 10 号
2970190548	訪問介護	株式会社 Resper	奈良県奈良市三条 大路三丁目 2 番 46- 202 号	訪問介護ステーシ ョンゆらぎ	奈良市四条大路一 丁目 6-7 シティライ フヨシダ A202
2960199228	(介護予防)	株式会社福優	京都府木津川市木	訪問看護ステーシ ョン	奈良市芝辻町二丁

	訪問看護		津殿城 90 番 6	ヨン福優	目5-3 タウニイマサ キ 105 号室
--	------	--	------------	------	-------------------------

(令和5年9月4日揭示済)

奈良市告示第 413 号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年9月11日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和5年9月11日揭示済)

奈良市告示第 414 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年9月12日

奈良市長 仲川 元庸

住居番号をつけた建造物の表示	
秋篠三和町一丁目3番16号	大安寺七丁目10番7号
西登美ヶ丘五丁目13番13号	七条西町一丁目52番2号
学園朝日町22番4-1号	西大寺南町15番29-室番号
学園緑ヶ丘二丁目5番48号	西大寺南町8番33号
恋の窪二丁目7番5号	帝塚山一丁目22番18号
西登美ヶ丘五丁目4番20号	学園緑ヶ丘二丁目5番32号
西千代ヶ丘一丁目22番16号	学園緑ヶ丘二丁目5番55号
若葉台四丁目7番11-2号	芝辻町三丁目5番11号
若葉台四丁目7番11-1号	西登美ヶ丘五丁目6番18号
五条一丁目12番13号	
大森西町25番4号	
六条西一丁目13番3-1号	
五条西一丁目2番11号	
学園緑ヶ丘二丁目5番34号	
大森西町25番3号	
芝辻町三丁目5番20-1号	
四条大路四丁目1番8-9号	
菅原東二丁目27番20号	
あやめ池南六丁目6番40号	

(令和5年9月12日揭示済)

奈良市告示第 415 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区

域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年9月12日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和5年9月6日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和5年9月12日掲示済)

奈良市告示第416号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年9月13日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
ケアステーションみかん	奈良県奈良市藺生町1813番地の26	居宅 訪問介護 訪問型サービス(独自)	令和5年 6月1日
合同会社訪問介護みかん	奈良県奈良市藺生町1813番地の26		
エリシオン学園前	奈良県奈良市中登美ヶ丘一丁目1994番6	居宅 通所介護 通所型サービス(独自)	令和5年 6月1日
株式会社セフティライフ	奈良県北葛城郡広陵町馬見南四丁目1番19号		
介護予防サイクルハウス・あこだ	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目4番8号	地域密着型通所介護 通所型サービス(独自)	令和5年 6月1日
社会福祉法人秋篠茜会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1-2号		

グループホームアクル	奈良県奈良市秋篠町 1567	認知症対応型共同生活介護 介護予防 認知症対応型共同生活介護	令和5年 6月1日
社会福祉法人福寿会	奈良県奈良市秋篠町 1567		

(令和5年9月13日揭示済)

奈良市告示第417号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年9月13日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
デイサービス楓〜かえで〜	奈良県奈良市神殿町 178 番地の9	地域密着型通所介護	令和5年 7月1日
株式会社 T,s vive	奈良県奈良市帝塚山六丁目 7 番 128 号		
福祉用具貸与事業所 楓〜かえで〜	奈良県奈良市神殿町 178 番地の9	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売	令和5年 7月1日
株式会社 T,s vive	奈良県奈良市帝塚山六丁目 7 番 128 号		
Kiyo リハビリ PROS 2 号館	奈良県奈良市石木町 847	居宅 通所介護	令和5年 7月1日
株式会社サイエンス タッフ	奈良県奈良市六条緑町三丁目 6 番 6-4 号		

(令和5年9月13日揭示済)

奈良市告示第418号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月15日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	北部第516号線	法華寺町 1198 番地先から 法華寺町 1408 番地先まで	前	1.7~4.1	492.1	
			後	1.7~4.1	492.1	
2	北部第517号線	法華寺町 1280 番2地先から 法華寺町 1275 番地先まで	前	0.6~4.0	139.7	
			後	0.6~4.0	139.7	
3	中部第48号線	押熊町 766 番地先から 押熊町 633 番1地先まで	前	2.4~5.6	290.9	
			後	2.4~5.6	290.9	

(令和5年9月15日揭示済)

奈良市告示第419号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月15日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)
1	北部第516号線	法華寺町1198番地先から	法華寺町1408番地先まで	L=492.1 W=1.7~4.1
2	北部第517号線	法華寺町1280番2地先から	法華寺町1275番地先まで	L=139.7 W=0.6~4.0
3	中部第48号線	押熊町766番地先から	押熊町633番1地先まで	L=290.9 W=2.4~5.6

(令和5年9月15日掲示済)

奈良市告示第420号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第3項の規定によるインフルエンザ予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月15日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲、予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者で接種を希望する者	令和5年10月1日から 令和6年1月31日まで	別紙のとおり

2 予防接種を受けるにあたって注意すべき事項

(1) 接種不相当者

- ア 明らかな発熱（37.5度以上）を呈している者
- イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ウ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
- エ 接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- オ その他インフルエンザ予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 接種要注意者

- ア 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する者
- イ 過去にけいれんの既往のある者
- ウ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- エ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する者
- オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(3) 料金

1,700円

※ ただし、生活保護世帯又は中国残留邦人等支援給付の受給世帯に属する者は、保護課で保護受給証明書又

は中国残留邦人等支援給付に係る証明書の交付を受け、医療機関の窓口へ提出した場合は無料。

3 その他

不明な点については、健康医療部健康増進課に問い合わせること。

別紙 令和4年度高齢者インフルエンザ取扱医療機関 (令和4年12月19日現在)

医療機関名	所在地(奈良市)	電話(0742)
あおきクリニック	あやめ池南六丁目 8-40	81-7596
秋岡耳鼻咽喉科医院	六条西一丁目 1-7	45-6532
あそだ内科クリニック	芝辻町四丁目 2-2 新大宮伝宝ビル 5F	35-2202
阿部クリニック	学園南一丁目 2-20	44-5155
あべ皮膚科クリニック	大安寺町 515-2-101	32-2066
あやめ池いしい婦人科クリニック	あやめ池北一丁目 32-21 A204	52-0600
あやめ池診療所	あやめ池南六丁目 1-7	45-0460
有山整形外科	登美ヶ丘五丁目 1-1	52-1234
飯田医院	北市町 36	23-0701
飯田医院	三条添川町 3-3	34-0333
いがらし整形外科	朱雀三丁目 14-1 プロムナード高の原 2F	71-5553
いけだクリニック	中町 4842-1	93-4381
石崎内科天満診療所	高畑町 1073 中尾ビル 102	27-3601
いずみクリニック	西大寺国見町一丁目 1 西大寺近鉄ビル 1F	52-2601
伊藤医院	五条町 9-43	35-5557
伊藤医院	南永井町 377-3	61-3677
稲垣医院	西登美ヶ丘四丁目 5-14	49-0777
いぬいクリニック	疋田町二丁目 1-5	81-7810
今村糖尿病内科津田外科診療所	秋篠新町 269-4	47-7082
岩井整形外科	大宮町四丁目 331-1	33-7950
岩井内科クリニック	大宮町四丁目 331-1-2 階	33-3006
岩崎耳鼻咽喉科医院	西大寺南町 5-58	46-3357
岩佐クリニック	朝日町一丁目 3-1	40-3331
うえしげクリニック	三条桧町 17-17 メディコート FSA2F	36-7564
植松クリニック	西大寺南町 2-6	45-7501
植村医院	般若寺町 170	26-5395
植山医院	朱雀五丁目 11-12	70-6555
梅谷内科クリニック	富雄川西二丁目 7-7 富雄川西メディカルビル 1F	47-1151
梅の木クリニック	尼辻中町 10-25	30-3633
うらもとクリニック	四条大路一丁目 3-53	93-7575
江川内科消化器科医院	杉ヶ町 11-2 杉ヶ中町ビル 1F	24-9055
衛藤医院	学園南一丁目 1-17	43-2525
Mキッズクリニック	西登美ヶ丘二丁目 11-12	53-5525
おうとくクリニック	三条本町 8-1	32-0109
大阪ブレストクリニック学園前	学園北一丁目 14-13 メディカル学園前 403	53-4108
大西クリニック	漢国町 10	27-3322
大西内科医院	あやめ池南二丁目 2-8	46-5381
大橋耳鼻咽喉科	三条本町 1-85	35-6860
おおまえ医院	大宮町三丁目 1-33 エクセレンスビル 1F	33-7830
おおもりクリニック	六条二丁目 18-36	53-3955
貴ヶ丘クリニックヤードおかはし整形外科	三碓三丁目 11-1	51-5111

おがわ小児科診療所	鶴舞東町 2-26 第二岡田ビル 1F	44-1155
奥医院	東城戸町 53	22-6113
尾崎二郎整形外科東大寺前	川久保町 19-1	20-2601
おしくまクリニック	押熊町 547-1 忍熊ビル 1F	53-1700
折橋診療所	鳥見町三丁目 11-1 富雄団地 56-102	45-4777
甲斐内科消化器内科クリニック	三条本町 1-2JR 奈良駅 NK ビル 3F	81-3565
学園前きたにクリニック	学園北 1 丁目 14-13	53-7117
学園南クリニック	学園大和町二丁目 27	51-9111
鍛冶田クリニック	北登美ヶ丘三丁目 12-15	52-3001
かじもとこどもクリニック	学園大和町二丁目 31	41-8083
柏井クリニック片岡診療所	芝辻町四丁目 13-3	34-5451
片岡診療所	二条町二丁目 3-10	33-5385
かづきクリニック	大宮町五丁目 1-10-1	32-3201
加藤内科医院	三条町 606-98 宇和島商会ビル 1F	24-2048
門野医院	西大寺国見町二丁目 3-17	48-9267
角能整形外科	押熊町 1070-2	52-2525
金田内科医院	南市町 6	26-6170
金田内科クリニック	西御門町 28 北川ビル 2F	26-2255
かみつじこどもクリニック	押熊町 547-1 忍熊ビル 2F	48-0123
かわたペインクリニック	学園北一丁目 9-1 パラディ II 5F	53-1155
河原医院	中登美ヶ丘二丁目 1981-105	44-1795
耳鼻咽喉科川本医院	今辻子町 31-1	26-3387
北岡クリニック	林小路町 1-11	23-9805
喜多野医院	中筋町 26	23-2131
喜多野診療所	中筋町 15	22-6041
きたまちクリニック	西大寺北町四丁目 4-1	48-8255
北村皮膚科医院	西大寺南町 5-8	41-1112
北山医院	芝辻町一丁目 9-5	33-6383
きょうこころのクリニック	西大寺南町 17-3 カーサ・ウェルネス 2F	53-0556
きよ女性クリニック	石木町 50-1	53-0411
きわもと泌尿器科クリニック	押熊町 547-1 忍熊ビル 3F	52-7580
くがい整形外科	あやめ池北一丁目 32-21-A203	81-3218
楠原クリニック	小川町 4	26-0026
くにしげクリニック	菅原東二丁目 29-13	49-6766
クレヨン小児科	三松一丁目 2-8-101	52-5023
くわた在宅クリニック	神殿町 313	93-9323
こうあん診療所	三条大路一丁目 1-90 奈良セントラルビル 1F	32-0510
国分医院	南紀寺町五丁目 53-1	22-2266
小寫診療所	学園南三丁目 4-24	49-1287
こたけ整形外科	中登美ヶ丘六丁目 3-3 リコラス登美ヶ丘 A 棟 3F	52-7779
後藤医院	右京三丁目 19-1	71-1180
ことのは内科クリニック	六条二丁目 18-3 奈良六条医療モール 1 号	52-8823
こばやし耳鼻咽喉科	学園北一丁目 9-1 パラディ II 5F	40-1133
小山医院	中山町西三丁目 444-1	49-2205
こんどう泌尿器科・内科クリニック	南京終町 710-1	63-7150
西大寺駅前内科・リウマチクリニック	西大寺南町 5-29 大和西大寺駅前第二ビル 102	53-3200

西大寺セントラルクリニック	菅原東二丁目 20-13	49-7523
齋藤医院	中登美ヶ丘二丁目 1984-58	44-3656
齋藤医院	法蓮町 969	26-5168
酒井内科医院	南京終町一丁目 193-5	63-0701
坂口医院	瓦堂町 6-1	22-4514
さくらい 悟良整形外科クリニック	鶴舞西町 1-16 マツヨシビル 2F	81-9711
さくらこどもクリニック	三条添川町 1-20	35-5155
さくら診療所	南京終町一丁目 183-25	50-1600
佐野内科医院	小西町 10	22-3277
佐保川診療所	今在家町 38	22-3201
塩田医院	此瀬町 358-1	81-0002
塩谷内科診療所	左京一丁目 13-37	71-3950
しき地診療所	佐保台一丁目 3571-208	71-0034
しだ小児科クリニック	中登美ヶ丘三丁目 1	81-8739
島田医院	富雄北一丁目 2-23	44-0004
島本クリニック	西大寺南町 5-26T・K ビル西大寺 SOUTH3F	53-2100
清水整形外科	宝来三丁目 7-38	44-2247
清水内科医院	朱雀四丁目 1-26	71-3599
しみず泌尿器科クリニック	西大寺南町 17-3 カーサ・ウェルネス 102	40-0432
庄野整形外科	六条二丁目 19-8	46-1235
しらい内科医院	青山四丁目 2-3	27-4858
しらやま医院	尼辻中町 10-27	35-1788
新大宮診療所	芝辻町四丁目 7-2	33-7800
しんのクリニック	恋の窪一丁目 5-1	87-0577
すくすくこどもクリニック	菅原町 648-1	40-3939
鈴木内科クリニック	西大寺本町 5-8	33-3786
須基内科医院	南京終町一丁目 109-1	61-5111
せいかクリニック	藤ノ木台三丁目 2-12	46-8666
そめかわクリニック	中山町西四丁目 456-1T. S. ビル 201	51-9938
高井レディースクリニック	油阪町 1-66	26-0551
高木医院	三条町 2-474 福森ビル 2F	26-2050
高の原すずらん内科	右京一丁目 3-4	95-6888
たかはし耳鼻咽喉科	大安寺町 515-2	93-8487
高畑診療所	高畑町 95-1	23-3202
高浜医院	千代ヶ丘二丁目 1-31	52-7010
田北クリニック	佐紀町 2 ならファミリー別館 3 号館 2・3F	36-5551
竹谷内科医院	富雄元町二丁目 1-19 奥川ビル 2F	45-2011
竹村内科医院	椿井町 33	22-4617
辰巳内科医院	六条一丁目 3-39	46-9330
田中医院	百楽園二丁目 1-1	44-6669
谷掛整形外科診療所	神殿町 644-1	62-7577
玉木耳鼻咽喉科	椿井町 43	26-6587
田村医院	四条大路一丁目 7-19	33-0635
ちえクリニック	学園北一丁目 14-13 メディカル学園前 3F	93-7412
つかもと整形外科	花芝町 28 丸谷ビル 1F	23-5680
辻野医院	学園朝日町 2-15-2	44-2435

つじもとクリニック	学園北二丁目1-5 ローレルコート学園前レジデンス施設棟 1F	51-7000
土谷耳鼻咽喉科	西紀寺町 32-3	23-4187
坪村診療所	南市町 25	22-2756
つるた内科	学園大和町五丁目 117	51-3300
つるはら耳鼻科	神殿町 694-1	64-3033
出口脳神経クリニック	高天町 38-3 近鉄高天ビル 1階	25-5200
帝塚山クリニック	帝塚山一丁目 1-33-101 ツインコート帝塚山 1F	41-8833
寺崎クリニック	南城戸町 67	22-5091
富雄医院	富雄元町三丁目 1-2	45-0178
とみお岩崎クリニック	二名三丁目 1046-1	93-8755
とみお診療所	三碓二丁目 1-6	45-7480
登美ヶ丘クリニック	中登美ヶ丘四丁目 3	41-6556
ないとう耳鼻咽喉科	学園北一丁目 14-13 メディカル学園前 3F	40-1187
中井医院	大宮町三丁目 4-33	33-7785
中井耳鼻咽喉科	学園北二丁目 1-6-B-3	46-2668
中岡内科クリニック	西大寺東町二丁目 1-63 サンワシティ西大寺 3F	32-3800
なかがわ呼吸器科・アレルギー科医院	朱雀五丁目 3-8	70-5433
中川内科医院	あやめ池南二丁目 2-9 賀川ビル 1F	48-1509
長崎医院	学園北一丁目 3-17	45-4114
なかざわ耳鼻咽喉科医院	中登美ヶ丘六丁目 3-3 リコラス登美ヶ丘 A 棟 3F	53-7714
中島クリニック	鶴舞東町 2-11 松下興産ビル 1F	47-3344
永田医院	芝辻町四丁目 13-1	34-7025
なかた整形外科	中山町西四丁目 456-1T. S. ビル 1F	53-0051
永野クリニック	鳥見町二丁目 11-8	45-3550
中野司朗レディースクリニック	北登美ヶ丘五丁目 2-1	51-0101
なかむら小児科	学園北一丁目 14-13 メディカル学園前 3F	43-7713
中村脳神経外科クリニック	学園大和町二丁目 125-5	81-7774
なないろクリニック	中山町西二丁目 939-77	52-0716
なら家庭医療クリニック	紀寺町 416 番地 1	81-8882
奈良甲状腺クリニック	西大寺南町 5-26T・K ビル西大寺 SOUTH4F	95-9084
奈良市立興東診療所	大柳生町 4254	93-0130
奈良市立田原診療所	横田町 336-1	81-0027
奈良市立月ヶ瀬診療所	月ヶ瀬尾山 2790	(0743)92-0030
奈良市立都祁診療所	都祁白石町 1084	(0743)82-1411
奈良市立柳生診療所	邑地町 2786	94-0210
なら新大宮クリニック	芝辻町四丁目 2-2 新大宮伝宝ビル 6F	35-0022
なら内視鏡クリニック	三条本町 9-1 三条通ガーデンハイツ 1F	32-2882
奈良みあとクリニック	大安寺町 514-1-C3	34-7550
ならやま診療所	右京三丁目 2-2	71-1000
西浦クリニック	三条本町 7-21	23-0865
西尾外科医院	あやめ池南一丁目 7-7	45-0002
西川耳鼻咽喉科医院	右京三丁目 23-6	71-9470
にして整形外科	南京終町二丁目 1201-14 エービスビル 1F	63-2500
西の京病院西大寺クリニック	西大寺南町 4-11 明光第 6 ビル 2F	52-3711
西村クリニック	四条大路一丁目 1-30 東亜シティプラザ 2F	36-1241

にしやまクリニック	右京一丁目3-4 すずらん南館 2F	72-1122
西脇医院	菅原町 506-7	44-8866
西脇クリニック	東紀寺町二丁目 7-13	27-3033
西脇内科医院	神功三丁目 7-29	71-3336
のがみこどもクリニック	六条西一丁目 12-59	43-1086
はしもと内科	東向北町 30-1 グランドカワイビル 2F	25-2828
長谷整形外科クリニック	藤ノ木台四丁目 6-4	51-6777
秦医院	西大寺国見町二丁目 1-13	45-0822
花本クリニック	西登美ヶ丘三丁目 18-3	46-0731
浜田クリニック	学園南一丁目 3-4	45-9000
はらだ医院	紀寺町 607	22-6817
はらだ糖尿病・腎・内科クリニック	中登美ヶ丘三丁目 1 1階	52-1171
東谷医院	南魚屋町 37	22-5731
ひかりクリニック	学園北一丁目 8-8 サンライトビル 5F	51-0051
ひばり往診クリニック	三碓六丁目 9-23	49-8700
日吉耳鼻咽喉科クリニック	中登美ヶ丘三丁目2 ローレルスクエア登美ヶ丘東館Ⅱ101号	52-3871
ひらおか内科クリニック	あやめ池南六丁目 3-36	41-8810
ひらのレディースクリニック	西大寺南町 5-26T・K ビル西大寺 SOUTH4F	52-0500
ファミリークリニック戸田	登美ヶ丘一丁目 1-13	52-5500
福島医院	学園北一丁目 9-1 パラディ学園前Ⅱ5F	45-3000
福山医院	尼辻中町 11-3	33-5135
藤岡医院	登美ヶ丘三丁目 14-5	53-4615
平城園診療所	秋篠町 1567	52-3820
平城診療所	朱雀三丁目 8-2	71-5315
堀池医院	西登美ヶ丘五丁目 3-8	43-3359
前川医院	東登美ヶ丘一丁目 12-3	46-2246
まえだ医院	朱雀四丁目 1-5	71-1221
前田医院	西新在家町 2-6	27-1233
前田小児科医院	富雄元町四丁目 8-14	46-3113
松井医院	三条桧町 19-4	35-1310
松尾医院	学園大和町一丁目 26	46-3381
まつお内科	中登美ヶ丘六丁目 3-3 リコラス登美ヶ丘A棟 3F	52-8551
松下クリニック	登美ヶ丘二丁目 5-21	48-6022
まつむら整形外科クリニック	学園中三丁目 705-63	53-0012
まほろばクリニック	奈良阪町 2271-3	25-2211
丸山診療所	丸山二丁目 1220-163	51-7336
三谷医院	神殿町 171-4	61-5057
みやぎわ内科クリニック	押熊町 1141	43-5508
むくぼ医院	平松一丁目 31-22	44-1735
村井整形外科	富雄北二丁目 3-3	51-6788
森井小児科医院	元興寺町 32	24-3161
森田医院	高天市町 32	22-3836
森田診療所	学園南一丁目 2-1	45-0603
森田内科循環器科クリニック	宝来三丁目 3-21	47-5177
森内科クリニック	学園北一丁目 11-4 エル・アベニュー学園前 3F	49-6663

森村医院	秋篠町 922	45-4722
矢追医院	高畑町 1112	22-2225
やすい小児科医院	富雄元町一丁目 12-1 オルサム富雄 4F	43-2587
安田医院	中山町西二丁目 1052-50	47-0156
安田小児科医院	あやめ池南二丁目 2-9 賀川ビル 2F	44-0385
やまがた内科医院	法蓮町 1095	20-6220
やまざきクリニック	佐紀町 2762-4	34-3675
山田胃腸科肛門科	鳥見町一丁目 1-1	47-3870
やまだクリニック	あやめ池北一丁目 32-21-A205	81-3246
大和診療所	大宮町二丁目 6-9	36-5600
やまね内科クリニック	西大寺新田町 1-12-2	53-7716
やまもと小児科	朱雀六丁目 9-5	72-0055
陽クリニック	大宮町四丁目 241-1	32-3720
洋子レディースクリニック	学園大和町三丁目 40-2	51-1200
吉川診療所	柴屋町 4	61-7913
吉本医院	大宮町六丁目 5-5	33-5111
よねだ内科クリニック	学園大和町六丁目 1542-382	48-7310
よもさ痛みのクリニック	四条大路五丁目 1-55	32-5550
らくじクリニック	南新町 19-1 南新町ビル 1F	26-4165
和田医院	恋の窪三丁目 7-3	35-1771
和田内科外科医院	六条緑町三丁目 8-48	41-2000
おかたに病院	南京終町一丁目 25-1	63-7700
五条山病院	六条西四丁目 6-3	44-1811
済生会奈良病院	八条四丁目 643	36-1881
沢井病院	船橋町 8	23-3086
市立奈良病院	東紀寺町一丁目 50-1	24-1251
石洲会病院	四条大路一丁目 9-4	34-6300
高の原中央病院	右京一丁目 3-3	71-1030
国立病院機構奈良医療センター	七条二丁目 789	45-4591
奈良春日病院	鹿野園町 1212-1	24-4771
奈良小南病院	八条五丁目 437-8	30-6668
奈良西部病院	三碓町 2143-1	51-8700
奈良セントラル病院	石木町 800	93-8520
奈良東九条病院	東九条町 752	61-1118
ならまちリハビリテーション病院	杉ヶ町 57-1	20-3700
西奈良中央病院	鶴舞西町 1-15	43-3333
西の京病院	六条町 102-1	35-1121
松倉病院	川之上突抜町 15	26-6941
吉田病院	西大寺赤田町一丁目 7-1	45-4601

(令和5年9月15日掲示済)

監

査

奈良市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第5項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和5年9月1日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司
奈 監 第 58 号
令和5年9月1日

請求人

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和5年6月28日付けで提出のあった奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。

なお、内容については、原則として提出書面を原文のまま記載しているが、公園の固有名称について「a公園」等一部省略して表記している。

奈良市職員措置請求書

ガードレールを撤去された水路（奈良市管理）の奈良市（土木管理課）の杜撰な対応に関する住民監査請求

1 請求の要旨

令和5年5月9日に奈良市役所総務課にて土木管理課長他との面談でa公園に隣接する水路と道路の接する箇所のガードレールが無いことを確認した。以前はガードレールがあったが、今は令和4年9月30日以降に設置されたA型バリカー4基を単に置いているだけにすぎず、児童等が水路に落ちないか危険な状況であることが判明した。

当該ガードレールを撤去した者が奈良市土木管理課は分かっているがガードレールを設置するよう、或いは奈良市でガードレール設置工事をして代金を撤去した者へ請求するなどの安全対策措置をせず、安直にA型バリカーを設置しているだけである。

先日の台風2号による大雨の時（6月2日夜）の現場の写真を添付しているが、人が通りやすくなったおりガードレールが無い対応としては、児童等が水路先に行くことを防御しているとは到底見えない。

当該A型バリカー代金はガードレール撤去者に請求しているのか、5月9日の土木管理課長の話しぶりでは甘い判断で請求しているとは思えない。

違法あるいは不当な公金支出が生じている。

その結果、奈良市土木管理課は他の危険箇所にA型バリカーを置けず、また水路への転落危険性を奈良市民とりわけ児童に強いている。

ガードレール撤去者を分かりながら撤去者に請求等（原因者負担）せず単にA型バリカーを設置した奈良市土木管理課長始め職員に、A型バリカー設置に要した費用は公金の不当な支出であるので当該費用を支払わせることを請求する。ガードレールの袖ビームが無いので撤去されたことは容易に分かるはずなのにA型バリカー設置で良いと判断されたことは到底理解しがたい。

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

杜撰な土木管理課長の判断について法的、工事面、経済的な専門的知識を有する者の的確な合法的判断を求めたいこと及び昭和50年代にガードレールの無い水路に児童が転落した事件があったが奈良市土木管理課長始め当該課職員は5月9日の面談ではその教訓を活かした対応をしているとは思えず、外部の方に検証していただきたいから個別外部監査を望む。

2 事実証明書

- (1) 令和 5 年 5 月 9 日の土木管理課職員との面談記録及びその後の近隣の方との意見聴取メモ
- (2) 現場の位置図及び写真
- (3) 奈良市長への質問書（奈良市土木管理課職員に手渡し）
- (4) 上記質問への奈良市土木管理課長回答
- (5) 現場の写真（数年前と令和 5 年 6 月頃）と令和 5 年 7 月 7 日付け行政文書部分開示決定 通知書 3 件

3 請求の受理

本件住民監査請求は、令和 5 年 7 月 5 日及び同月 13 日に要件審査を行ったが、いずれも地方自治法第 242 条第 1 項の規定による要件を満たしていなかったため、請求人に補正を依頼した。請求人からの補正書の提出を受け、同月 21 日に要件審査を行った結果、要件を満たしているものと認め、これを受理した。

なお、補正に要した期間は、地方自治法第 242 条第 6 項に定める 60 日の期間から除外している。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

a 公園に隣接する水路（以下「本件水路」という。）の管理に関して、A 型バリカーを設置するために市が要した費用が違法又は不当な公金の支出に当たるかどうかを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

建設部土木管理課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 7 項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 5 年 8 月 3 日に新たな証拠の提出を受け、陳述の聴取を行った。

4 関係職員の陳述

令和 5 年 8 月 3 日に建設部長、土木管理課長及び同課長補佐に対し、陳述の聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 認定事実

(1) 本市が管理する法定外公共物である水路の管理について

法定外公共物である水路については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）が施行され、国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号）の一部改正に伴い、平成 16 年に所有権が国から本市に譲与され、以降本市が管理している。

(2) 本件水路と道路の接する箇所（以下「当該箇所」という。）への A 型バリカー設置の主な経過

日付	事項
①平成 31 年 3 月 4 日	本件水路上に鉄板を敷き自動車等により不法占用している者（以下「占有者」という。）があるとの通報が土木管理課にあった。
②平成 31 年 3 月 15 日	不法占用等違反行為指示票を占有者に交付した。
③平成 31 年 4 月 1 日	口頭により占有者に対し占用物撤去を指導した。
④令和元年 5 月 9 日	文書により占用物撤去を指導した。
⑤令和元年 6 月 10 日	占用物の一部が撤去されたことを確認した。
⑥令和元年 7 月 4 日	口頭により占用物撤去を指導した。
⑦令和元年 7 月 18 日	文書により占用物撤去を指導するとともに、当該箇所をトラロープで囲った。以降も現場確認を行っていた。
⑧令和 2 年 1 月 15 日	当該箇所をガードレールとチェーンで封鎖した。
⑨令和 3 年 1 月～8 月頃	占有者が公道へ出るため通行していた隣接者の私道がフェンスで囲まれ、通行できない状態となった。
⑩令和 4 年 10 月頃	本件水路上を人が通行しているとの通報が土木管理課にあり、市土木管理センターが保有している A 型バリカーを土木管理課職員が 2 基設置した。
⑪令和 5 年 1 月 20 日	本件水路上の占用物を占有者が撤去するとの連絡を土木管理課職員が受け、搬出口を確保するため市土木管理センター職員がガードレールの一部

	撤去を行った。
⑫令和5年1月23日	ガードレールを撤去した箇所に、市土木管理センターが保有しているA型バリカーを土木管理課職員が2基追加設置した。

3 監査委員の判断

請求人は、当該箇所のガードレールを撤去しA型バリカーの設置に要した費用が違法又は不当な公金の支出に当たると主張しているため、このことについて判断する。

土木管理課の陳述によると、ガードレールを再度設置せず、A型バリカーを設置した状態としているのは、以下の理由によるものである。

占有者に対しては本件水路上の鉄板の撤去を求めているが、占有者の土地は袋地であるところ、認定事実(2)⑨のとおり、公道に出るため利用していた民地通路が通行できなくなったため本件水路を通行するしか公道に出られない状態となった。今後、本来の民地通路の通行ができるようになれば本件水路上の鉄板の撤去を求め、ガードレールを再設置する予定であるが、それまでの間はA型バリカーで対応せざるを得ない状況であるとのことであった。

また、A型バリカーについては、認定事実(2)⑩⑫のとおり新たに購入したものではなく、市が保有しているものを再利用し、土木管理課職員が設置したものであった。なお、A型バリカーの在庫は令和5年7月24日現在で市土木管理センター内に34基あり、当該箇所に使用したために他の必要とする箇所において支障が出ていることはないとのことであった。

これらのことから、当該箇所においてガードレールを一旦撤去しA型バリカーを設置したことは、現状に鑑みると人道上の観点からやむを得ない対応であり、その設置に要した費用の支出はないため、市に損害を与えているとは言えない。

よって、本件住民監査請求の請求人の主張には理由がないと判断し、主文のとおり決定する。

なお、本件住民監査請求については、棄却と判断したが、本件水路を正式な手続もなく通行がなされている現在の状況が望ましいことではないことは言うまでもないところである。

今回の監査の過程で判明した私道の通行権については私人間の問題であることから市として直接関わる場所ではないが、引き続き占有者との折衝を行うことにより、適正な水路の管理ができるよう努められたい。

第4 個別外部監査契約に基づく監査の請求について

請求人は、土木管理課長の判断について法的、工事面、経済的な専門的知識を有する者の的確な合法的判断を求めたいこと、過去にガードレールのない水路に児童が転落した事件があったことを教訓とした対応を担当課ができていないと主張して、本件住民監査請求について外部の方の検証を求めたいとし、個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

この請求については、特に外部監査人による専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えるため、個別外部監査契約に基づく監査は行わないものと決定した。

(令和5年9月1日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第46号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により委託した収納事務の受託者が、次に掲げる事業者との提携を開始したので告示する。

令和5年9月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

委託した収納事務	水道料金等のコンビニエンスストア収納及びスマートフォン等を利用した電子決済にかかる事務	
受託者	株式会社電算システム 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	
受託者が提携を開始した事業者の名称及びその提携期間	楽天ペイメント株式会社 東京都港区港南二丁目16番5号NBF品川	令和5年9月1日から令和6年1月31日まで

タワー

(令和 5 年 9 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第 47 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 5 年 9 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 1 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 5 年 9 月 15 日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
疋田町一丁目 46 の一部他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
平松一丁目 800 の一部他	②	分流	
学園緑ヶ丘二丁目 2830-1 の一部他	③	分流	
疋田町三丁目 455-1	④	分流	
秋篠三和町一丁目 386-2 他	⑤	分流	
法蓮町 368-1	⑥	分流	

位置図省略

(令和 5 年 9 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第 48 号

農業集落排水事業の供用及び汚水の処理を開始するので、奈良市農業集落排水処理施設条例（平成 12 年奈良市条例第 43 号）第 4 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 5 年 9 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 1 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

農業集落排水の供用及び汚水の処理を開始する年月日

令和 5 年 9 月 15 日

汚水を排除及び汚水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
月ヶ瀬尾山 2908-3	N①	分流	月ヶ瀬尾山 2098 尾山地区処理場

位置図省略

(令和 5 年 9 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第 49 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 5 年 9 月 15 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 千葉工業	代表取締役 千葉 好倫	香芝市穴虫 3254 番地の 5	令和 5 年 9 月 1 日

(令和 5 年 9 月 15 日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第27号

令和5年9月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和5年9月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

50分の1の数 5,978人

6分の1の数 49,813人

3分の1の数 99,625人

(令和5年9月1日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第12号

奈良市農業委員会令和5年9月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和5年9月7日

奈良市農業委員会 会長 巽 一 孝

1 日時

令和5年9月14日（木） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟2階 202会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について
- (4) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画について
- (5) 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について
- (6) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第1号に該当する転用の届出について
- (7) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (8) 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (9) 水田利用転換届出について
- (10) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (11) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (12) 知事許可について

(令和5年9月7日掲示済)